「大阪府障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応規程(案)・同要綱(案)」に対する府民意見等と大阪府の考え方について

- ☆ 募集期間:平成28年1月26日(火曜日)から平成28年2月24日(水曜日)まで
- ☆ 募集方法:電子申請、郵送、ファックス
- ☆ 募集結果:2団体・個人から4件の意見提出がありました(うち意見の公表を望まないものはありません。)。

	意見等の内容	大阪府の考え方
1	・知事部局の対応要領(対応規程・要綱)は、主には「役所窓口での対応」について書かれているものであり、府教委や府警もほぼ同じ内容で書かれているが、民間病院での入院拒否・診療拒否などの事例も発生していることから、大阪府立急性期・総合医療センター等を運営する大阪府立病院機構でも、病院現場での対応について対応要領を作成し、対応の好事例を民間病院等に押し広げて頂きたい。	ご意見の趣旨は、今後、取組みの参考とさせて頂きます。 なお、対応規程及び要綱は行政機関等における職員の対応について定めたものであり、障害者差別解消法で、 行政機関等とは国、地方公共団体、企業型を除く地方独立行政法人とされています。大阪府立病院機構などの企 業型の地方独立行政法人は、事業者となるため、主務大臣が分野毎に定める対応指針に即して対応を行うことと なります。
2	者に対する研修を行い、各事業の委託契約事項に「府の対応要領の遵守」を盛り込み、府職員と同様の対	ご意見の趣旨は、今後、取組みの参考とさせて頂きます。 なお、対応規程及び要綱は行政機関等における職員の対応について定めたものであり、障害者差別解消法で、 行政機関等とは国、地方公共団体、企業型を除く地方独立行政法人とされています。その他事業者は、主務大臣 が分野毎に定める対応指針に即して対応を行うこととなります。
3	・知事部局の対応要領には、各部局での差別の相談窓口について、「各部局の総務課」が窓口として示されているが、障害者など一般府民にとっては、どの場面での不適切な対応はどの部局に相談すればよいのか、総務課がどこにあるのかわかりにくく、障害者や家族が相談に躊躇してしまうことも懸念される。ついては、障害者や家族等がどこに相談すればよいかわからない場合は、府庁の「府民相談窓口」(府政情報室広報広聴課)もしくは「府障がい福祉企画課」に連絡・相談することも可能としておいて頂きたい。それら窓口でも相談を受け付け、各部局につなぎ連携して解決に向けて取り組むとともに、その旨を府民向けの啓発リーフレットやチラシ等にも記載して頂きたい。	ご意見の趣旨は、今後、取組みの参考とさせて頂きます。
4	子供が医療的ケアが必要であるが、健常児と同じ放課後学童保育への入所を希望している。 医療的ケア児には幅広く様々な病状の子供がいるが、わが子は医療的ケアが必要であるものの、知的 面、発達面での遅れはなく年齢相応の成長をしており、元気に走りまわっている。看護師を配置し適切なケ アを行い配慮して頂ければ、放課後学童保育で問題なく過ごせる。 医療的ケア児は個人によって病状が様々であるにもかかわらず、個々の最適な環境を検討することなく、 入所の基準が一律"医療的ケアが必要でない"とされている市町村が多いようである。放課後学童保育は 役所が関わっている事業にも関わらず、医療ケア児に対する排除的な対応が、"常識"となっている現状は 非常に差別的である。 当然、福祉、医療、障害、教育に関係する職員は差別に対する認識が十分高くあるべきと期待されるが、 "医療的ケア児は健常児とは過ごせない"という差別的な認識が放置され、医療的ケア児が差別的な扱い を受けている状態が常態化しているのは、これらの職員の差別に対する認識が非常に低いからであると感じる。 "第6 合理的配慮の具体例"において、一般的な府職員の対応例が記載されているが、医療的ケア児が 一般的な府職員と会う機会はまずないし、医療的ケア児が必要とする合理的配慮は、府職員と会ったその 場限りの対応ではない。 医療的ケア児に必要なのは、その子に応じた最適な場(保育園や学校、学童保育等)で過ごすための環境 整備であり、そのための合理的配慮である。 具体例には、その場限りの府職員の対応だけではなく、府職員の医療的ケア児の教育などに対する合理 的配慮の例もあげてほしい。(例: 医療的ケア児の看護師配置の上での普通学校への入学、普通の保育 園や放課後学童保育への入所)	ご意見として承り、大阪府教育委員会へも情報提供いたします。